

## 二酸化炭素排出抑制啓発イベント委託仕様書

### 1. 件名

二酸化炭素排出抑制啓発イベント委託

### 2. 履行期間

契約締結日から平成30年2月11日まで

### 3. 業務の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国及び県が地球温暖化対策計画に掲げるCO<sub>2</sub>の削減目標（27%削減）の達成に向け、二宮町の地勢や特色に見合った温暖化防止策をユビキタス的に啓発することで、住民の温暖化に対する行動改善を無理なく自然に促すことを目的に、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業）（以下、「補助金」という。）」に関する「地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業実施計画書（以下「実施計画」という。）」に基づき、以下の3つのイベントを実施する。

- ・湘南にのみやふるさとまつりでの環境ブース及びエコカーの出展
- ・JAFや自動車教習所との連携によるエコドライブ実車講習会
- ・吾妻山菜の花ウォッチングでのエコカーの出展

### 4. 業務の内容

受託者は次の項目を十分理解し、以降に記載する業務を遂行すること。

#### (1) 全体管理等

- ・本業務が「補助金」の補助事業であることに十分留意し、補助金交付規定に基づく経費等の適切な管理を行うとともに、「実施計画」に基づき業務遂行がなされるよう受託者において本業務の全体を管理するための担当者と責任者を置くこと。
- ・各イベントが「実施計画」期間内に着実に実施できるようイベントの詳細やスケジュール等に関しては、委託者と綿密に調整した上で決定すること。
- ・本業務の実施を通じ、個人・企業から「COOL CHOICE」への賛同がより多く得られるよう様々な機会に普及啓発を行い、「COOL CHOICE 賛同書」を回収すること。
- ・回収した「COOL CHOICE 賛同書」は適正に管理し、その都度、委託者に提出すること。
- ・各イベントの連携先となる神奈川県やJAF、自動車販売業者、メディア等からの協力が得られるよう十分調整を行うとともに、具体的なイベントの実施については、「神奈川県地球温暖化防止活動推進員」と連携して実施すること。
- ・各イベントが一連の補助事業であることを広く住民に周知し、「COOL CHOICE」賛同者のさらなる拡大に寄与できるよう「啓発用のぼり旗」を作成して啓発を図ること。
- ・「啓発用のぼり旗」の作成にあたっては、両面10枚（ポール、土台込み）を想定するが、詳細については、委託者と協議の上で決定すること。

#### (2) 二酸化炭素排出削減に寄与する各種のイベントの実施

##### ①湘南にのみやふるさとまつりでの環境ブース及びエコカーの出展の実施

- ・11月19日（日）に二宮町生涯学習センターラディアンにおいて開催が予定されている「湘南にのみやふるさとまつり」に環境ブースを出展し、「にのみや町エコドライブチェックシート」による「エコドライブの推進」を図ること。
  - ・「にのみや町エコドライブチェックシート」の作成にあたっては、A3フルカラー両面で10,000部を想定するが、詳細については、委託者と協議の上で決定すること。
  - ・同「湘南にのみやふるさとまつり」の会場において、町内の自動車販売店等の協力によりエコカーを展示し、「エコカーの普及啓発」を図ること。
- ② JAFや自動車教習所との連携によるエコドライブ実車講習会の実施
- ・11月の「エコドライブ推進月間」中にJAFや自動車教習所等の協力により「エコドライブ講習会（座学・実車による講習）」を実施し、受講者約30名を対象に「エコドライブの推進」を図ること。
  - ・「エコドライブ講習会」の実施日は、11月下旬頃を想定するが、詳細については、委託者と協議の上で決定すること。
  - ・「エコドライブ講習会」の実施にあたっては、湘南FMや広報紙等による公募の他、ふるさとまつり来場者へ周知を行う等して受講者を募ること。
- ③ 吾妻山菜の花ウォッチングでのエコカーの出展の実施
- ・1月6日（土）から2月11日（日）までの期間に開催される「吾妻山菜の花ウォッチング」の来訪者用の臨時駐車場において、町内の自動車販売店や神奈川県等の協力により期間中の4日間エコカーを展示するとともに、レンタカーを用いた試乗車による観光スポット送迎を行い「エコカーの普及啓発」を図ること。
  - ・「エコカー」の展示・試乗にあたっては、テント等をレンタルして臨時駐車場内に専用のブースを設けること。

## 6. 成果物等の納品

### (1) 実績報告書

補助金交付規定第11条に定める完了実績報告書を作成し、紙媒体で2部、磁気媒体（CD-R又はDVD-Rに限る。以下同じ。）で1式を委託者へ提出すること。この完了実績報告書には、実施した事業の内容がわかる写真を添付するとともに、次の事項を記載すること。

- ・事業の内容
- ・事業の規模
- ・他の団体との連携状況
- ・事業を実施した場所
- ・事業を実施した回数
- ・COOL CHOICEの賛同者数
- ・COOL CHOICEの活用方法
- ・普及啓発の展開
- ・その他委託者が指示する事項

### (2) 成果物の仕様等

項目	仕様	数量	納期

啓発用のぼり旗	両面 ポール、土台込み	10セット	平成29年 10月頃
エコドライブ チェックシート	両面 A3フルカラー	10,000部	平成29年 11月頃

※詳細については、委託者と協議の上で決定すること。

(3) 納品場所

二宮町都市部生活環境課環境政策班

7. 契約締結後の提出書類

受託者は、契約締結後、下記の書類を提出するものとし、変更が生じた時は、必ず書面にて町へ報告しなければならない。

- ・ 着手届
- ・ 工程表
- ・ 業務責任者及び管理技術者届（受注者社員である証明書含む）
- ・ 業務要員名簿
- ・ 連絡先一覧表
- ・ 完了届
- ・ 業務完了報告書
- ・ その他、業務遂行にあたり、作成した資料、作成時に参考にした資料、業務の経過、各種議事録等を纏めた報告書。

8. その他業務遂行上の留意点

(1) 著作権等

受託者は委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。また、委託者は本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は本業務の成果品に関して著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

(2) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権及び肖像権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(3) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。

(4) 賠償責任

受託者の責に帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(5) 保証事項

受注者は本仕様書に明示されない事項であっても本委託の性質上、当然必要なものは、委託者の承認を得て受注者の負担で業務遂行すること。

(6) 指導監督

委託者は、必要があると認めたときは、委託業務のそれぞれの状況につき調査

し、または報告を求めることができる。

(7) 再委託の制限

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(8) 疑義に関する協議

本仕様書に定めのない事項、または委託内容の変更については、その都度、委託者と受託者の協議の上決定すること。